一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百二号	伊万里市南波多町府招字小原二九八一番二から同市南波多町府招字小原二九八一番一まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月一日

○九州地方整備局告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十月三十一日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　長洲都市計画道路事業三・二・一号長洲玉名線

三　事業施行期間　自平成十七年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年九州地方整備局告示第五十号の事業地のうち熊本県玉名郡長洲町大字長洲字新山、字上一丁目、字新港及び字上六丁目地内において事業地を変更し、荒尾市大字牛水字下磯を追加する

使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道檜山郡上ノ国町字大留一四三番一一から同町字大留一三四番六まで	前	一四・五六～三三・一六メートル	〇・〇七二キロメートル
	後	一六・一〇～六五・九八メートル	〇・〇八五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第二百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市塩見町一六四番七から同市春日町一丁目一番まで	前	一七・八一～三一・三六メートル	〇・三七〇キロメートル
	後	三〇・八二～三七・七一メートル	〇・三七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第二百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内	前	四九・三五～五三・〇〇メートル	〇・〇一〇キロメートル
	後	四五・七〇～五三・〇〇メートル	〇・〇一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第二百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月三十一日

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道苫前郡羽幌町字築別六三九番一から同町字築別九〇五番まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
〃	北海道苫前郡羽幌町字築別三〇番五から同町字築別三〇番一まで	〃
二百三十五号	北海道勇払郡むかわ町松風二丁目七七番二から同町松風二丁目五七番まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
三百三十六号	北海道様似郡様似町字幌満一〇九番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十八年十月三十一日

○北海道開発局告示第二百四十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系雨竜川及び恵岱別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年七月五日北海道開発局告示第百号、平成二十二年三月三十一日北海道開発局告示第五十二号は、廃止する。

平成二十八年十月三十一日

北海道開発局長　今　日出人